

物品助成規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人感染症差別防止財団（以下「当法人」という。）の定款第4条第1項第3号に定める助成に関する事業（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成物品)

第2条 本事業においては、対象者に対し、感染症の拡大防止に有用である衛生物品のうち、理事会の決議によって定めたものを無償にて交付する。

(交付対象)

第3条 前条の助成物品の交付対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けた児童福祉施設である保育所又は東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）による認証、若しくは、他の道府県若しくは市区町村においてこれと同等の認証制度を設けている場合におけるその認証を受けた保育所
- ② 児童福祉、障害者福祉又は社会福祉に関する事業を行う営利を目的としない法人又は団体で、理事長が適当と認めたもの
- ③ その他多数人が来集する施設を有する団体等であって、前条の助成によって公衆衛生の確立に資するものと理事長が認めたもの

(申請者の募集)

第4条 助成物品の交付を希望する者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

- 2 申請者は、様式第1号の申請書及び当法人が指定する書類を当法人に提出しなければならない。
- 3 申請は、随時受け付けるものとし、これを1か月単位で締め切り、同期間中の申請を第6条第2項の審査委員会の審査に付するものとする。ただし、すでに助成対象となった者は、第7条第1項の決定通知を発送した日の属する当法人の事業年度中は、申請をすることができない。

(審査基準)

第5条 申請者が助成を受けるためには、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- ① 別紙「助成に関する条件」を遵守すること。
- ② 代表者の熱意、見識及び能力が信頼するに足りるものであること。
- ③ 当該申請者が反社会的勢力又はこれと同視できる勢力ではないこと、役員にこれらと関

与する者が存在しないこと。

- ④ その他助成の目的を有効に達成できる見込みがあること。

(助成交付決定手続等)

第6条 当法人の事務局は、前条の規定により受け付けた申請書等一式書類につき、理事長の承認を得て、審査委員会に送るものとする。

- 2 審査委員会は、前項の送付を受けて、前条所定の審査基準に基づき、申請者を助成対象とするか否かを審査し、その結果を理事長に報告する。この場合において、審査委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を要求し、又は口頭での説明を求めることができる。
- 3 審査委員会の組織、運営その他具体的事項は、審査委員会規程の定めるところによる。
- 4 理事長は、第2項の審査委員会による審査結果を理事会に上程し、その承認を得て、助成対象者を決定する。この場合において、理事会は、必要と認めるときは、審査委員会の意見を聴くことができる。

(決定通知等)

第7条 前条により助成の対象と決定された申請者(以下「助成対象者」という。)に対しては、速やかに書面によりその旨を通知する。

- 2 助成対象者に対する助成物品の交付は、当法人と助成対象者との協議により定めた方法により行う。

(報告義務)

第8条 助成対象者は、助成物品の交付を受けた後3か月以内に、助成物品の使用状況及びその施設内等における衛生環境の改善状況その他当法人が指定する事項について、理事長に報告しなければならない。

(報告徴収・監査)

第9条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て、助成対象者に対し、衛生環境の状況、管理体制等につき報告を求め、又は、これらの事項につき監査することができる。

(助成金の決定の取消、中止、および返還)

第10条 助成対象者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又は、その事実が判明したときは、当法人は、助成決定を取り消して交付を中止し、又は、すでに交付した物品の一部もしくは全部の返還、もしくは、同物品がすでに一部もしくは全部が費消されている場合は、費消された部分に係る同物品相当額の賠償を求めることができる。

- ① 虚偽の申請又は報告を行ったとき。

- ② この規程に定める助成の条件、報告義務を履行しないとき。
- ③ その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき。

(改 廃)

第 1 1 条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 2 月 1 日より施行する（令和 2 年 1 2 月 1 日理事会議決）。

附 則

この規程の一部改定は、令和 3 年 5 月 1 4 日より施行する（令和 3 年 5 月 1 4 日理事会議決）

別紙 助成の条件

- 1 感染症の防止対策として、施設内に在室する者に対するマスク着用を含む咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等の励行を促すこと。
- 2 感染者の感染拡大状況において、助成対象者における児童又は職員その他関係者（以下「児童等」という。）のうちに、海外から帰国した者がいる場合、保健所等の関係機関及び嘱託医と連携のうえ、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の①又は②に従った対応を行うこと。
 - ① 帰国から2週間以内に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が出た児童等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡してその従う。
 - ② 現に症状がない児童等についても、帰国から2週間の間は登園を避け、外出を控えるよう要請するとともに、保護者等と連携し健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記①に従うこと。
- 3 新規の感染症が出現し、その拡大が予測される場合は、最新かつ正確な情報を保健所等関係機関と十分連携しつつ収集すること。また、これらの情報を助成対象者職員に提供するとともに、必要に応じ、児童等又は保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。
- 4 感染症に感染した者もしくは感染後に快復した者、又は、医師、看護師等医療従事者が、助成対象者にその児童の入学等を申し入れた際、これらの者の児童であるという理由のみで、入学等を拒絶しないものであること。
- 5 当法人の物品助成規程を遵守すること。

様式第1号（第4条第2項関係）

令和 年 月 日

一般財団法人感染症差別防止財団

理事長 杉林 奈賀子 殿

助成交付申請書

貴法人が実施する物品助成事業に関し、当団体は、関係書類を添えて次のとおり申請をします。なお、この申請が承認された場合には、別紙「助成の条件」を遵守することを誓約いたします。

申請者名称	
代表者役職・氏名	印
申請者住所	〒 -
申請者電話番号	— —
申請者メールアドレス	@
添付書類	
今後の実施方針	

別紙 助成の条件

- 1 感染症の防止対策として、施設内に在室する者に対するマスク着用を含む咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等の励行を促すこと。
- 2 感染者の感染拡大状況において、助成対象者における児童又は職員その他関係者（以下「児童等」という。）のうちに、海外から帰国した者がいる場合、保健所等の関係機関及び嘱託医と連携のうえ、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の①又は②に従った対応を行うこと。
 - ① 帰国から2週間以内に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が出た児童等については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡してその従う。
 - ② 現に症状がない児童等についても、帰国から2週間の間は登園を避け、外出を控えるよう要請するとともに、保護者等と連携し健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記①に従うこと。
- 3 新規の感染症が出現し、その拡大が予測される場合は、最新かつ正確な情報を保健所等関係機関と十分連携しつつ収集すること。また、これらの情報を助成対象者職員に提供するとともに、必要に応じ、児童等又は保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。
- 4 感染症に感染した者もしくは感染後に快復した者、又は、医師、看護師等医療従事者が、助成対象者にその児童の入学等を申し入れた際、これらの者の児童であるという理由のみで、入学等を拒絶しないものであること。
- 5 当法人の物品助成規程を遵守すること。